

社会福祉法人 西合志中央保育園

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—
7	実地	<p>評議員及び役員への委嘱状の交付又は就任承諾書の徴取について 令和7年6月に評議員、理事、監事の選任が行われているが、委嘱状の交付や就任承諾書の徴取が行われていない。委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、選任された者に就任の意思を確認し、任期を明確にするために委嘱状の交付や就任承諾書の徴取を行うこと。</p> <p>【法第38条】</p>	<p>監査指摘があったことを伝え作成した委嘱状を令和7年12月20日に開催する理事会に交付しました。 評議員には来年6月の評議員会開催時に交付します。</p>	R7.10
7	実地	<p>現金収入の取扱いについて 貸借対照表に事業未収金が18,698,120円計上されているが、このうち3,938,600円は保護者から現金で徴収した副食費である。法人経理規程第24条で、「日々入金した金銭は、(略)収入後5日以内に金融機関に預け入れなければならない。」となっているが、収入した現金を金庫の中に保管したままにしていたものである。現金の収納は特に厳格に行う必要があり、法人経理規程に則り適正に処理すること。</p> <p>【法人経理規程第24条】</p>	<p>入金済みです。</p>	R7.10
7	実地	<p>法人所有の土地・建物の管理について 令和5年8月10日付けで基本財産である土地の追加のため、定款第28条第2項の変更認可を受けているが、同項第7号に追加した土地は財産目録に記載されていなかったため、登記簿を確認したところ、法人の所有地ではなく理事長の個人所有地であることが判明した。固定資産の管理を厳格に行い、このようなことが2度と発生しないようにすること。 また、固定資産管理台帳について、基本財産である土地の表記が土地1から6となっており、地番や面積の記載がなく土地を特定できない。法人定款及び財産目録には6筆の土地はなく、土地1から6とする理由が不明である。固定資産台帳の土地には地番や面積を記載すること。</p> <p>【法人定款第28条第2項、法人経理規程第52条第2項】</p>	<p>定款変更(補正)を行う為、定款の新・旧を作成し、理事会(令和7年12月19日開催)・評議員会(令和8年6月開催予定)を行う。 また、固定資産管理台帳については早急に調べて固定資産台帳の地番や面積を記載します。</p>	R7.10

7	実地	基本財産に係る法人定款変更について 法人定款第28条第2項については、再度の変更認可申請を行うこと。 【法人定款第28条、第38条第1項】	法人定款第28条第2項については理事会・評議員会を行った後に定款の新・旧を市へ提出を行う。	R7.10
---	----	---	---	-------

「実地」・・・実地による監査を実施
 「書面」・・・書面による監査を実施
 「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
 「延期」・・・特別な事情により延期した場合
 「中止」・・・災害等により延期